

空き店舗活用事業奨励金

～空き店舗を借りて新たに事業を始めようとしている方へ～

下野市では、本市における事業開始の意欲を高め、市内商業の振興を図るため、空き店舗を借りて商業等の事業を始めた方に奨励金を交付します。

対象店舗	・市内全域の空き店舗
認定要件	・市内において空き店舗を賃借して事業を開始すること ・空き店舗の所有者と賃借者が配偶者又は3親等以内の親族でないこと ・1年以上営業を継続できること ・市内で営業している店舗を閉鎖若しくは出店後閉鎖する予定でないこと ・過去にこの補助金の交付を受けていない者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業以外の業務を営むこと ・市税及び公共料金を完納していること ・市民の生活の安全及び平穩を確保することを阻害するおそれのないこと

奨励金について

金額	・対象物件に係る賃借料の1/2以内(敷金、礼金、消費税、その他これらに類するものを除く) ・上限額:60万円(1年間)
交付期間	事業を開始した日から1年間
交付時期	事業開始後6か月経過後及び1年経過後

空き店舗とは

移転、閉店等により閉鎖され、前利用者の営業終了日から3か月以上事業の用に供されていない店舗のことです。

※「店舗の前利用者の営業終了日の翌日～賃貸契約期間開始日(賃借料発生日)の前日まで」の期間が3か月以上であれば対象となります。

交付決定の取消しと奨励金の返還

次のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定を取り消すことがあります。また、奨励金の交付決定を取り消した場合において、すでに奨励金が交付されている場合は、その全部又は一部を返還してもらう場合があります。

- ・奨励金の認定要件を満たさなくなったとき
- ・偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

奨励金を受けるまでの手続き

認定申請

事業開始前
(事業開始後
2か月まで)

- ・空き店舗活用事業奨励金受給資格認定申請書(様式第1号)
- ・空き店舗に係る賃貸借契約書の写し
- ・空き店舗に係る契約金の領収書の写し
- ・空き店舗の位置図
- ・事業開始前の店舗外観及び内観の写真
- ・誓約書(様式第2号)

認定書

- ・認定の場合、空き店舗活用事業奨励金受給資格者認定書
- ・不認定の場合、空き店舗活用事業奨励金受給資格者不認定通知書

交付申請

事業開始後
6か月及び1年
経過後

- ・空き店舗活用事業奨励金交付申請書(様式第5号)
- ・空き店舗に係る直近の6か月分の家賃の支払いを証明する書類

次の書類は6か月经過時のみ

- ・申請日直近の店舗外観及び内観の写真
- ・事業開始届(様式第6号)
- ・個人の場合、個人事業の開業等届出書の写し
- ・法人の場合、法人設立届出書の写し

交付決定

- ・空き店舗活用事業奨励金交付決定通知書

交付請求

- ・空き店舗活用事業奨励金請求書(様式第8号)
- ・空き店舗活用事業奨励金交付決定通知書の写し

申し込み・問い合わせ先

下野市 商工観光課

TEL:0285-32-8907 E-Mail:syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp